

Hachioji MAIL NEWS



輸送サービス労組八王子地本



2025.09.05

No.028



2025 年 9 月 4 日開催

八地申
第 1 号

団体交渉

JR東日本グループで働く社員の“命”を
熱中症から守るため、「安全な労働環境の確保」と
「迅速かつ適切な初期対応」を求める緊急申し入れ

その②

2. 熱中症から社員の“命”を守る「安全な労働環境の確保」のために支社が実施していることを具体的に示すこと。

回答：労働安全衛生規則の一部改正については、「本安第 26 号労働安全衛生規則の部改正を受けた「熱中症」発症時の対応について（連絡）」（2025 年 5 月 9 日）により周知を行っているところである。なお、熱中症発生時は命を守る行動ができるように「本安第 26 号 労働安全衛生規則の一部改正を受けた「熱中症」発症時の対応について（連絡）」（2025 年 5 月 9 日）における別紙 1 に則り対応している。

組合	会社
● 熱中症発症時の初期対応の教育はどうなっているか？ ● 実際に動けるように教育をしたのか？ ● 大月駅での乗務員急病の対応は知得しているのか？ その対応をどう評価する？ ● 1 人勤務駅の社員が熱中症を発症した際の対応は？ 体調に異変を覚えても、正常性バイアスがはたらくため、熱中症と訴えにくい。 ● 乗務員は点呼時に社員の体調確認を行うが、他系統の職場ではどのように確認するのか？ ● 熱中症対策について、もっと踏み込んだ教育をするべきだ。 ● 社員は列車を止めたくないという心理で、体調不良の申告をためらう。管理者から体調確認の声かけをするべきだ。 ● 熱中症への知識に個人差がある状況で、万全な初期対応が可能と言えるのか？ 管理者が相応の知識を具備するよう求める。	➤ 職場に対応フローを掲示、発信している。訓練内で初期対応を周知した職場もある。 ➤ 今までの急病人対応や社員の疾病対応と変わるものではないため、熱中症に特化して再教育とはならない。 ➤ 知得している。迅速に対応して頂いた。救急車の要請、傷病者への付き添い等を行い、フローに沿っていた。 ➤ 1 人勤務駅で急きょ発症した場合の連絡体制に課題はあるが、少しでも異変を感じたら、早めに管理者へ連絡をしてほしい。 ➤ 日々のコミュニケーションを通じて、引き続き体調を確認する。 ➤ 熱中症に限らず、急病人対応と何ら変わらない。周知はしている。 ➤ 特に場を決めて教育は行わないが、「けんこう通信」による情報発信や点呼等の場で呼びかけは引き続き行う。 ➤ 意見としては受け止めるが、公私ともに熱中症への意識を高めてもらいたい。

本人任せでは申告しづらいと言ってるのに…

自己管理が基本で安心して働けるのか!?
会社のコミットメントなくして、労働安全はない!
もっと踏み込んだ教育で、熱中症対策を講じるべきだ!